村

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

第3129号

毎週月曜日発行

情 情 ラ 政

村 N a

ラム

ユキノチカラを町のチカラに=岩手県西和賀町

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の概要:

策

随 情

想 報 報 報

今だからこそ、出来ることがあるはず 町村を元気にするJICA海外協力隊

茨城県東海村長

Ш

修

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 武居丈二:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp



しかし、

山は手入

いる。だ、福祉は専門的知識が必要で難しいと思って

ノコを納入、加工、販売してもらっている。

食糧の自給は厳しいが、竹炭を3号以下の粉末 出しに行けなくなり、運動の必要性を痛感した。 台風19号で川の水があふれ、周辺が水没、 広がっている。「もりびと」も事務所が昨秋の 創出につながると提唱、東日本大震災を経て、 るだけ自給することが地域社会の自立と雇用の

買い

もぎなどのイベントを開催。メンマは房総半島 にし、乾麺に入れた竹炭うどんなどを販売、

梅

加工品を販売する「房の駅」にタケ

・割を山林・原野が占める。

2020年(令和2年)8月10日

を載せ、千葉県中央部の長南町を中心に森林 するのが「もりびと」です。自らの団体を紹 売に乗り出している。 も関心を寄せ、タケノコからメンマの製造・販 Energy FEC自給運動(食糧·Food、 エネルギー・ 整備保全活動をしている一般社団法人がある。 介するHPの冒頭に、こんなユニークな問答 い」と答えられる人を増やしたいと願い活動 「最近、森に行きましたか?」この質問に 福祉・Careの自給運動) は

ともに応募、採択された。森林整備に伴う労働 2001年に千葉大園芸学部教授らが設立した 里山整備関係の人や里山に興味を持つ他地域 参加者に利益も還元できる一般社団法人を新た 災害への対応が必要になり、先々の事を考え、 をボイラーで燃やし、温風や温水を園芸用ハウ 年9月。千葉美賀子代表理事(71)によると、 に設立した。事業は約3年間で6億円。地域の スなどの暖房に使う林野庁の委託事業「木質バ に誘われて参加。13年度に森林整備で出た丸太 地域活性化を支援するNPO「ふるさとネッツ」 人達約40人でスタートした。 が推進事業」の募集があった。千葉大の先生と -オマスエネルギーを活用したモデル地域づく 「もりびと」が事務所を置く長南町は町の約 一般社団法人「もりびと」の設立は2014

FEC自給運動にも関心、 葉県中央部の長南町で森林整備活動に励む もり

島根県立大名誉教授 県立大名誉教授田嶋

義t 介持

### 写真キャプション

(15) (13) (12) (11) (7) (2)

およそ1200年前、延暦17年(798年) に桓武天 皇の勅願により、伝教大師最澄(天台宗の宗祖) によって創建されたという長福寿寺。中世には日 本三大学問所として「西に比叡山、東に長福寿 寺」と讃えられた大古刹である。千葉県最大の 開運パワースポットとして有名で、本尊の阿弥陀 如来は、特に元氣力増大・人間関係良好のご利 益が高いとされ、日本各地からの祈願が絶えない。

ていこう」と思うようになった。 農薬を使っていないからだ」といわれ、 すか」と聞くと、「自分の家で食べる野菜には て食べて下さい」 持ってきて「これはうちの野菜だから、 れされなくなり、 になっていく姿を見るにつけ、「山のこともやっ 農薬問題を調べ始めた。山が荒れ、ゴミ捨て場 南町の商家出身。若い頃に、農家の人が野菜を 「もりびと」は森林の整備を請負、伐採した といわれ、「どういう意味で 竹林も増加中。千葉さんは長 安心し

家の内橋克人氏が食とエネルギー、

福祉をでき

FEC自給運動にも関心を持つ。経済評論

里山体験教室を開催、大学生70人が参加、

ピザ焼きをした例もある。

木や危険木を薪や丸太にして販売、

山に親しむ

薪割

おいて、

水源の確保と取水方法は

約半数を占めている。

ため池の約7割は、

江戸時代以:

前

よって維持され、

今日においてもそ

及び降雨量の少ない瀬戸内

内地域で

ものと推測され、

貴重な農業用水の

水源として農家等の絶えざる努力に

ば、

古くから開発された近畿地方

水田を中心とする我が国の農業に

1

はじ

めに

れてきた。

地域別にみると、

ため池の多い地

が不明なものであり

に築造されたもの、

または築造年代 各地域にお

て経験的な技術をもとに築造された

経てきたが、

最も確実な方

時代の経過とともに、

変遷の段階を

### 覚用ため池に係 に関する特別措

### 農林水産省 農村振興局防災課

う。 ある。 を貯めるため 水源と-ため、 その流出 であるため、 がきわめて急峻 約16万か所に及 調査によると、 令和2年3月の 造られてきた。 ため池が築造さ 北に細長く地形 ため池の総数は んでいる。 ため池」 我が国は、 0降雨時には 勾配も急で 延 が数多く 農業用の ~長が で降 が早い たがっ 短 河 南

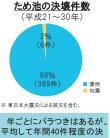
町

### 図 1 近年の災害の状況

近年の自然災害によるため池の被害は、10回にわたる台風の上陸があった平成16年と、東日本大震災があっ た平成23年で顕著。被災原因の77%は豪雨によるもので、地震によるものは23%



### ため池の被災件数 (平成21~30年) 0% (21件) 2,207件) (7,435件) ※ 東日本大震災による被災を含む 過去10年間では、豪雨による被災が77%、地震による被災は23%となっている。



用ため池

以

法として、

年ごとにバラつきはあるが、 平均して年間40件程度の決 壊が発生している。

### 豪雨によってため池が決壊した事例



平成16年10月の台風による決壊 (兵庫県)

次に、

2点目は

平成30年



平成25年7月の豪雨による決壊



平成26年8月の豪雨による決壊 (京都府)

る。

決壊するなどの事故も多発して われているか明らかでないため池が



平成29年7月の豪雨による決壊 (福岡県)

る豪雨や大規模な地震によりため池

的

な機能も有している。

かしながら、近年、

台風等に

調節や多様な生態系の確保等、

多面

使命を果たしている。

また、

が

被災する事例が多発するととも

適切に維持管理や保全活動が行

### 法 律制定の 経緯

2

### 平 成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では、

西日

本に

(1)

まず、 等の協力を得て 産省では、次の2点の対応を行った。 おいてため池32か所が決壊し、 ため池緊急点検」 月31日の期間で全都道府県にお 大きな被害をもたらした。 このような状況を踏まえ、 ため池の緊急点検 点目は、 都道府県や市町村 という。) 同年7月19日から 以下 を実施 農林水 全国 下流

7月豪雨を踏まえたため池対策検討

(以下「ため池対策検討チー

(2)

全国ため池緊急点検

全国ため池緊急点検では、

決壊し

その結果、

め池対策の進め方を検討した。

という。)

を設置し、

今後のた

### 防災重点ため池の選定基準の見直し

防災重点ため池については、平成26年に国が基本的な考え方※を示し、都道府県が地域の実情に応じて、具 体的な基準を設定して選定してきた

町

- 響を与えるおそれがあるため池、若しくは、貯水量10万m³以上、又は堤高10m以上のため池) (※ため池の下流に家屋や公共施設等が存在し、決壊した場合に影
- しかしながら、平成30年7月豪雨において、人的被害が生じたこと、統一した選定基準となっていなかったこと等 を踏まえ、国が防災重点ため池の新たな選定基準を策定(平成30年11月)。
- 再選定の結果、防災重点ため池数は、11,399か所から63,522か所に増加(令和2年3月末時点)。

### 【新たな防災重点ため池の選定基準】

決壊した場合の浸水区域(以下「浸水区域」という)に家屋や 公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

### <具体的な基準>

一が設定した新

今後のため池対策のとりまとめ過

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100~500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m3以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m3以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの



(3)

た。

8 11月13日に公表 として平成30年 後 結果を「平成30 合を重ね、その 地調査を含む会 討チームは、 め方」(以下「今 踏まえた今後の 年7月豪雨等を ため池対策の進 た。 池対策では のため池対 ため池対策検 という。 検討チー 今後のた 現

の応急措置を講 ため池対策 られ、 制 (5)成することとされた。 度拡充を行った。

る定額助成の延長などの補助事業の 地震・豪雨対策の事業要件の見直し ザードマップや詳細調査等に対す また、ため池対策を促進するため 農業用ため池の管理及び保全に ?する法律の概要

洪水吐の損傷等の現地確認を行 千か所を対象に 与えるおそれのあるため池約8万8 た場合に家屋や公共施設等に被害を 堤体の亀裂や漏水 たな選定基準により、

人的被害を与

応急措置が必要と判断 低下させるなど として貯水位を されたため池が 540か所 緊急措置 (4)

防災・減災、 の3か年緊急対策とため池整備 国土強靭化のため

下流への影響が特に大きく、 000か 機能 国

業用ため池の所有者等に対して届出

法案の具体的な内容としては、

農

法」という。)を制定するに至った。

関する法律(以下「ため池管理保全

制度的な対応が必要であると判断 により実施してきた施策について り、これまで国の通知や予算措置等 欠であるなどの課題が明らかにな

農業用ため池の管理及び保全に

その結果、 (6)規定した。 災工事の施行命令や代執行制度等を Ć, 防災上重要なため池については、 努力義務を規定している。さらに、 を義務付けるとともに、適正管理の 定基準により、 定農業用ため池として指定したうえ 今後のため池対策において、 形状変更に対する許可制度、 防災重点ため池の再選定

国が

幅に増加することとなった。 に都道府県が市町村と調整のうえ、 設定した新たな防災重点ため池の選 千か所から約6万4千か所へと大 ||災重点ため池の再選定を行った。 防災重点ため池が約1万 令和元年5月末まで

廃合を含む) すべき役割の明確化、 炎重点ため池について関係者が果た 程において、 ため池の保全管理体制の強化が不可 者不明等により権利関係が不明確な の着実な実施、 ①ため池の把握、 、③補強対策(統 ④所有

果的に推進することが示された。 向けた対策、 化や施設機能の適切な維持、 ため池マップやハザードマップ等の ため池として再選定するとともに、 えるおそれのあるため池を防災重点 につなげる対策、 作成などの緊急時の迅速な避難行動 ため池の統廃合等を効 保全管理体制の強 補強に

に係る制度拡充

早急に対策が必要な約1、 や安全性を確保するための対策を概 所の防災重点ため池において、 いて、ため池の緊急対策が位置づけ 土強靭化のための3か年緊急対策 に閣議決定された「防災・減災」 池対策を踏まえ、平成30年12月24日 (平成30年度から令和2年度)にお 全国ため池緊急点検や今後のため 池管理保全法」との比較では、

法

(7)

新たな法律の必要性

3

ため池工事特措法の概要

义 4

ため池管理保全法とため池工事特措法の比較

工事等

画的 その 国町 く寄せられた。 支援や技術支援が必要との声が数多 災工事等を推進するためには、 財政やマンパワー 県知事や市町 防 村会などから 数が大幅に増加する中 災重点ため池の再選定の結果、 効率的な防災重点ため池の 村長、 に限界があり、 地方公共団体 全国市長会や全 都道 財 計 政

立法により、令和2年6月12日全会 め池工事特措法」という。) 推進に関する特別措置法」(以下 推進することを目的とする る防災工事等を集中的かつ計画的! 点農業用ため池に係る防災工事等の 致で可決され、成立した。 これを受け、 防災重点ため池! 一防災重 が議

# ため池工事特措法の概

要

的

目

3

財政上の に対 業用ため池の指定と推進計画を策定 針に基づき、 限立法であり 酡 づして、 た 慮をするというものである。 計画に基づく防災工事等の実施 め池工事特措法は 昨年7月に施行された 支援と地方債について特別 都道府県が援助 都道府県が防災重点農 玉 」が策定した基本指 10 年間 玉 0 が 時

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農 業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事 等の集中的かつ計画的な推進を図る。

(第2条)

農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(廃止工事を含む) 防災工事

(第3条)

防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価 地震・豪雨耐性評価:防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定

(第4条) 防災重点農業用ため池の指定

<u>都道府県知事</u>は、基本指針に基づき、<u>防災重点農業用ため池を指定</u>できる。

推進計画

<u>都道府県知事</u>は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、<u>防災工事等推進計画を策定</u>。

<u>と。</u>
② 劣化状況評価の実施に関する事項
③ 劣化状況評価の実施に関する事項
等 【内容】① 防災工事等の推進に関する基本的方針 ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

④ 防災工事の実施に関する事項 ⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項

(第6条) 都道府県の援助

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、 技術的 な指導、助言等の援助に努めるものとする。

失効予定のない<u>恒久法</u> (施行後、5年を目途として検討を加え、必要の措置を講ずる)

(第7条) 財政上の措置 推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について国の必要な 財政トの措置 (第8条)

一定の期間で失効する<u>時限立法</u> (10年間) (施行後、5年を目途として検討を加え、必要の措置を講ずる)

地方債についての配慮 推准計画に基づく事業の経費に充てる地方債!

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。 「ため池サポートセンター」

(附則) 施行期日、法律の失効、検討 施行期日: 公布日から6月以内の政令で定める日、法律の失効: 令和12年度末(検討: 施行後5年を目途とした検討)

### ため池管理保全法とため池工事特措法との違い

	ため池管理保全法	ため池工事特措法
法律の 背景	○ 農業用ため池について、権利関係が不明確かつ複雑化するとともに、高齢化等により管理組織の弱体化が進行し、 日常の管理が適正に行われないおそれがあることが判明。 ⇒ 立法措置により、所有者や管理者等の関係者が果たすべき責務を明らかにすること等により、適正な管理保全体制を整備することが必要。	○ 農業用ため池管理保全法の成立後、決壊時に周辺区域 に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池が約6 万4千か所存在し、防災工事等を進めるには地方公共団 体の財政やマンパワーに限界があることが判明。 ⇒ 立法措置により、財政的な支援や技術的な援助を実施し、 計画的・効率的に防災工事等を進めることが必要。
法律の 対象	私人が所有する農業用ため池 ※ 国有のため池は国有財産法で、地方公共団体所有のため池は地 方自治法で適正な管理を担保しているため、これらは農業用ため池 管理保全法の対象外。	国、地方公共団体及び私人が所有する 防災重点農業用ため池
法律の 性格	規制法  ・ 所有者に対する届出義務、所有者及び管理者に対する 農業用ため池の適正管理の努力義務 (第4条・第5条)  特定農業用ため池 ・ 防災工事を施行する際の計画の届出義務 (第9条) ・ 都道府県知事に、所有者等に防災工事の施行を命ずる権限及び防災工事が施行されない場合等における代執行権限の付与 (第10条・第11条)	促進法  ・国は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な指針を定める ・都道府県は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する計画を定めることができる ・都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導等に努める ・国の防災工事等に対する財政措置、地方財政措置を明確化

律の 法であるのに対し、 ることや、 以下、 あ )性格. 対象とするため池の範囲が異 事 具体的な内容について、 も相違している。 業促進法であることなど法 ため池管理保全法が規制 ため池工事特措 説 な

明 (1)をする、 目的 (第 1

条

池に係る防災工事等の集中的かつ 保護するため、 他の災害から国民の生命及び財 本法の目的は、 防災重点農業用た 決壊による水害そ 産

め を  $\bigcirc$ 

> 計 画 的 な推進を図ることとして

法律の

期限

定義 第2条

るための調査について、 I (2) る。 事及び防災工事の必要性を判定す 本法では、 法律の対象とする防災 以下のよう

凶

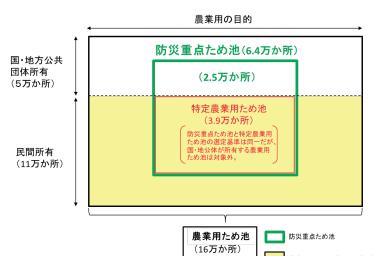
5

防災重点ため池のベン図

に定義してい 防災工事:

を防 止するための工事としており 農業用ため池の決壊

ため



る堤

体等

0)

耐

震性照査

評価であり、

地震に対す

や

豪

雨

時に

おける洪

3条、

第5条

○ 洪水や地震に対する補強、老朽化に対する改修、堤体の開削による廃止を行うことにより、災害を未然に防止。

全国の防災重点ため池の箇所数(令和2年3月時点) 兵庫県 広島県 香川県 岡山県 9,135 25 7,798 26 5,849 27 4,274 28 京都府宮城県千葉県富山県 560 546 3,578 福岡県 29 青森県静岡県 大阪府 3.178 487 和歌山県愛媛県 滋賀県徳島県宮崎県 444 423 420 福島県 1,444 34 福井県 381 374 佐賀県島根県石川県 1,420 山形県 1,383 1,305 1,286 36 37 38 鳥取県 鹿児島県 埼玉県 320 248 245 220 218 山口県 秋田県 1,265 1,180 39 高知県 40 栃木県 199 125 89 60 愛知県 大分県 奈良県 1,144 41 群馬県 42 43 北海道 山梨県 1,003 熊本県 928 44 沖縄県 898 45 茨城県 岩手県 長崎県 875 46 神奈川県 682 47 東京都 654

災工

事の

必

要性の判

断 防

② 劣化

状況評価

断

0

ために行う地

価

. .

防 地

災 工

事の

心要:

性

3

震

豪

雨

屻

農業用ため池 :人工的に作られた「堤体」及び「取水設備」で構成され、農業用水の提供の用に供される貯水施設 防災重点ため池: 決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池

Ó

危険性についての たは豪雨による決

震

ま 判

管理保全 池 防災重点農業用ため池」 との整合を図ることも考慮 法に規定する 用するとともに、 (, 管 7 理 防災重点ため池」 () 保 た名称をため 全法の定義を引 ·特定農業用 これ と定 لح 池 ま

地震対策

地震に対しても損傷が発生しないよ

改修前

爾対 廃止工事である。 体的には、 策 老朽化対策及 耐震対 策 (3)義

豪

ついての機能診断で 漏水や変形などに 取水設備に対 性 あ 評 については、 なお、指定の要件

農業用ため池の管理及び保全に関する法律対象ため池

する

洪水吐き、

ての評価であり、

堤体や

る決壊の

危険性につい

ために行う劣化によ

る。

(4) 定する予定である。 国による基本指 計画の策定 針の策定と都道 府県による法定

き、 率 事 ため池に係る防災下 た た時は、 業用ため池を指定 、知事が防災重点農 的 等の集中的かつ効 基本指針に基 本法では、 防災重点農業用 な推進を図るた 国が策定 都道府

る調査である。

吐きの流下能力に対

す 水

定義については、

ため池

また、農業用ため池の

している。 防災重点農業用ため池の法定化 第4条

選定し、 知等に基づき、 これまで国が定めた選定基準 公表していた防災重点農業 都道府県と市町 対が Ó 涌

ることとされた。 本法により指定でき 用 ため池について

定めた選定基準を規 同様に、政令で国が 管理保全法施行令と ため

> ため池の廃止 堤体を開削し、貯水機能を喪失させる



老朽化対策





堤体の一部撤去(下流側より)



改修前

豪雨対策

洪水吐を拡幅するなどして、洪水を安

全に下流に流す

改修後(堤体の押盛土による補強) 改修後(洪水流下能力の増加)



改修後(法面保護による侵食防止) 堤体のV字カット(下流側より)



とされた。

る事項、 方針、 に関する事項 施に関する事項、 推進計画においては、 ②劣化状況評価の実施に関す ③ 地震 · ⑤市町村との役割分 ④防災工事の実施 豪雨耐性評価の 基本的 実

### 図 6 ため池の防災工事

計

一直を策定すること

め

防災工事

等推進

担及び連携に関する事項を定めるこ

ととされている。

### 政策

また、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたってまた、推進計画の策定にあたって

(5) 都道府県の援助(第6条)

先進的な取組として、土地改良事指導、助言等を求める声が大きい。不足の課題を抱えており、技術的なおいては、技術職員等のマンパワーおいては、技術職員等のマンパワーおいては、技術職員等のマンパワーをとこ事業主体となり、実施しているとこ事業主体となり、実施しているとこ事業主体となり、実施しているとこ事業主体となり、実施して、土地改良事

(第7条、第8条) (第7条、第8条)

ようお願いしたい。

院災重点農業用ため池に係る防災 工事等については、そのほとんどが 関政措置や地方財政措置についての 財政措置や地方財政措置についての が強く求められ、今回の立法を で実が強く求められ、今回の立法を

### おわりに

4

古来より、貴重な農業用水の水源古来より、貴重な農業用水の水源として農家等の絶えざる努力によって維持されてきた農業用ため池について、農業者の減少や高齢化などに伴う管理体制の弱体化や構造的な脆け、その防災・減災対策に対する注り、その防災・減災対策に対する決定がある。

そのような状況下で、昨年7月のそのような状況下で、昨年7月のため池管理保全法の施行に引き続きく、今後のため池の防災・減災対きく、今後のため池の防災・減災対きく、今後のため池の防災・減災対策の推進力として期待されるところである。

推進につき、ご理解・ご協力を賜る災重点農業用ため池の防災工事等の皆様におかれましては、引き続き防皆はのお会をはじめ、関係町村のである。

### 町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。 私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ



れからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想·ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

### kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用 いただける専用ページです。
  - ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ 済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせ は、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)まで お願いいたします。

▶冬の景色。県内有数の雪の多さで知られ、

1年の半分は雪に閉ざされる

あり、その中でも冬の累計降雪量が毎 がはっきりしていることが町の特徴で もない四季と湯の里」のとおり、季節

7 2020年(令和2年)8月10日

現地レポー 町村独自のまちづくり フを町のチカラに

西和賀町の概要

います。 590・74 Mで約8割を山林が占めて 0人、南北約50㎞、東西約20㎞、 より誕生した町です。人口約5、50 年に旧湯田町と旧沢内村の町村合併に 西和賀町は岩手県の奥羽山脈の西 秋田県との県境に位置し、平成17 、面積

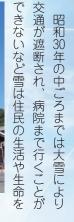
温泉を有しています。 る「ほっとゆだ駅」など、個性豊かな 泉、JRの駅舎に温泉が併設されてい 古くから湯治場として知られる湯川温 ます。正岡子規が投宿した湯本温泉や から水を貯えるダム湖の錦秋湖があり な自然に恵まれ、南北に流れる和賀川 町の観光キャッチフレーズ「どこに 町の北部には和賀岳がそびえ、豊か

岩手県西和賀 年10mに及ぶなど国の特別豪雪地域に も指定されています。

親雪、 利雪、活雪、克雪への取組



▲町のシンボルにもなっている ほっとゆだ駅





めています。 りに活用しようとさまざまな取組を進 を輩出しており、さらに雪をまちづく する選手やオリンピックを目指す選手 リースキーに親しみ、全国大会で活躍 たちがアルペンスキーやクロスカント や通学をすることができます が整備され、 町内の2つのスキー場では、 冬期間でも安心して通勤 子ども

像にローソクの火を灯した「雪あかり た実績があります。ミニかまくらや雪 ランドで開催された世界大会で優勝し 大会」は国内でも有数の大会となって 開催される「ほっとゆだ北日本雪合戦 地域ごとに住民が訪れる人をおも 町内全域がテーマパークさながら 町内チームは全国大会やフィン



▲ほっとゆだ北日本雪合戦大会

冬季のニュースポーツとして町内で

てなしします。

脅かす存在でした。現在では除雪体制

います。 価の高い時期に出荷する取組も進めて <u>(</u>, 込んだ雪を夏に雪室として使うこと 活用が研究されており、冬期間にため また、雪国文化研究所では雪の冷熱 農産物を新鮮に保存することで単

るなど、雪と密接に関わってきました。 戦い、雪と親しみ、 このように西和賀町の取組は、 そして雪を活用す 雪と

# 地方創生推進事業への取組

づくりに取り組みました。 金事業を活用して、 にするかを目指し、 特産品や農産物のパッケージのリデザ 化の取組を進めていましたが、地元の 技術により付加価値を高める6次産業 ある気候に裏付けられた農産物や加工 インを行い、 中山間地である西和賀町では、 いかに魅力を伝える商品 町の地域ブランド 地方創生推進交付 特色

## 6次産業の取組

和賀型の6次産業を推進してきました。 を組み、契約栽培や共同開発に取り組 いため、町内の農家や製造事業者が手 西和賀町では、 町内で経済の流れを作る、 事業者の規模が小さ 西

あるのが特徴で「商標登録」をしなが わらび」は、 西和賀町のブランド山菜である「西 太くて柔らかくとろみが

ドづくりが課題でした。

第3129号

◀ブランド山菜として知られる「西わらび



円で販売されているものが500円で らブランドを高め、 扱われるなど付加価値化が図られてい 他産地の品が250

生乳をスイーツに加工することで かした低温殺菌牛乳が人気で、良質な が3万本まで販売数を伸ばしています。 を整備し、 度を採用し、新鮮な状態で届ける体制 まれる「大根の一本漬け」はオーナー制 湯田牛乳公社では質の高い生乳を活 また、厳しい冬の寒さの中で漬け込 当初は500本だったもの

みました。

パッケージの新たなデザインに取り組

ることによって、

特産品や農産物の

用した魅力ある地域の発信とブラン 農産物に付加価値を高めることに 化を活かした取組を進めてきま. 店で提供する地産地消による食文 リシャヨーグルトgara」といっ 「プレミアム湯田ヨーグルト」や「ギ つながりましたが、 た。このような取組は1次産業の されています。 たヒット商品が生まれ、 した「西和賀そば」は町内の飲 このほか、町内産のそばを加 地域資源を活 全国に発信

西和賀デザインプロジェクトと どの力を借りて デザイン振興会、 ジェクトでした。これまで、6次産業 してスタート 連携のみに留まっていましたが、 の取組として町内の農家と事業所等の タートしたのが、西和賀デザインプロ までをトータルで地元事業者を支援す こうした課題に取り組むためにス 「作る」から「売る」 県内のデザイナーな 日本

町のPRと併せて積極的に行いました。 もメディアに向けて会見を行うなど、 挑戦であったことから、事業開始の際 このような取組は全国初めてとなる



ユキノチカラプロジェクトのフレーム

週

ブランドコンセプトの検討

のデザインを一新するだけではなく は従来の事業でも行われており、 ンセプトの検討でした。商品開発事業 初めに取り組んだことはブランドコ



## 雪をテーマとした **ユキノチカラ」プロジェクト**

います。 町の魅力を伝えることにもつながって をテーマとして商品を開発すること た「ユキノチカラ」プロジェクトは雪 町の地方創生の取組として進めてき 商品だけでなく、その背後にある

ています。 生まれ、移住のきっかけにもつながっ で、魅力を感じた西和賀町のファンが 雪国のくらしを丁寧に発信すること さらには、雪の持つストーリーや、

賀町は、 年間の降雪量は10mを超えます。敬遠 県内有数の雪の多さで知られる西和 1年の半分は雪に閉ざされ

セージを伝えるシンボルのブランドコ 西和賀町のブランドとして強いメッ ンセプトです。

アップなど、

事業者の希望はさまざま

新商品開発や既存商品のブラッシュ

ことこそがキーであるとして、これら クトのコンセプトとなったのです。 キノチカラ」とし、「雪」がプロジェ を象徴するブランドコンセプトを「ユ の水が潤す大地が育んだ特産物である もった雪が生み出す豊かな水資源、 越えて生きる人々の逞しさ、降り積 特徴を掘り起こし、雪の多い冬を乗り ヒアリングや、現場視察を重ねて町の いった関係者も頻繁に西和賀町を訪 日本デザイン振興会やデザイナーと プロジェクトに参加した事業者の 、 そ

27年から始まりました。 の魅力を発信するプロジェクトが平成 域資源」としてブランディングし、 されてきた雪を「西和賀ならではの地 ⊞J

げるための工夫も盛り込まれました。

ケージデザインのみならず利益率を上

インとなりましたが、見栄えの良いパッ

の商品も背景が伝わるパッケージデザ

つのアイテムが誕生しました。いずれ

平成27年度は町内産の素材による8

用金庫、 ています。 がたくさん凝縮された「ユキノチカラ」 多様な商品を揃えています。 拡大を進めて、菓子・酒類・山菜など、 イナーなどが協働し、商品開発・販路 このプロジェクトでは、 地域の魅力の再発見にもつながっ 町内の食品事業者、 町と地元信 県内デザ 町の魅力

### 具体的な取組

支援を行うことで進めてきました。 ナーのマッチングにより、 を作成し、 このコンセプトのもとでロゴマーク 商品開発は事業者とデザイ 関係機関が



丸とな った打合せ風景

地元事業者、

デザインが生み出されました。

を保ちながらも個々を光らせる商品

丁寧に説明することで、全体の統

を想定していましたが、コンセプトを 商品を開発してもらえる従来型の事業 でしたので、参加した事業所も当初は

う提案が行われました。 りをすることで、利益率を上げるとい が、3個入りのミニ包装としてバラ売 6個ずつ入った12個入りの商品でした 引き継ぎ、「ユキノチカラ」プロジェ このことから、第3セクターが製造を め、製造が途絶えようとしていました。 和賀町では、どぶろく特区を取得し、 品は、それまで黒蜜と抹茶クリームが クトを象徴する商品が完成しました。 製造を行っていた事業所が中止したた キノチカラ」が開発されています。 ムを包んだ「雪のようせい」という商 開発商品の1つとして、どぶろく「ユ わらび餅で黒蜜と抹茶クリー

言えます。 するのが、このプロジェクトの特徴と る」ところまでをトータルでフォロー 商品を「作る」だけでは終らず「売 第3129号

進めることで、 ンドの旗を立て、

強い発信にもつながっ その下で商品開発を

開発された商品は盛岡駅や東京駅の

つながりました。西和賀町としてブラ ることで商品群として発信することに を整理し、そこに沿った商品を開発す の勝負でしたが、ブランドストーリー

これまでは、個々の商品の魅力のみ

ストーリーから商品を作り上げる

## 完成した商品の数々

なっています。

参加した事業者も「以

構内に店舗を有する商店の人気商品と



がっています。

なった」と事業者の新たな発見につな らの商売はこういうものかと勉強に 上げるのは初めてだったので、これか きた」と喜んでいます。

また、「ストーリーから商品を作り

とで想像以上に販路を広げることがで だったが、プロジェクトに参加したこ 前は町内の旅館や店舗での販売が中心

# 事業者の主体的な活動に

も力を入れながら、西和賀町の魅力を た。雪国の暮らしを伝えるウェブサイ 商談会場やイベント会場で商品の背後 伝えるプロモーション映像を作成し、 クトに加わり、商品開発と企画営業に の地鶏「南部かしわ」などもプロジェ にある地域の物語を丁寧に伝えまし 平成28年度には、地ビールや岩手県



▲商談会場での様子

ーラムを開催しユキノチカラを町民に共有 **▲**フォ

町のファン拡大にもつながり

トは、

町の魅力を感じて移住のきっかけに

なったという人も出てきました。

動が進められています。 より協議会が立ち上げられ主体的な活 成しました。現在、参加した事業者に 町の魅力を体現する多くの商品が完

支援に頼らない取組が始まっています。 しているわけではありませんが、行政の 全ての商品が順調に売り上げを伸ば

# ユキノチカラのコンセプト

ながら、 がっています。 地域に誇りを持つきっかけにもつな 町の魅力を感じることは大切なことで 参加した事業者だけでなく、町民が 町民向けのフォーラムを開催し 身近な資源に気づくことで

> のコンセプトです。 次がユキノチカラの柱となった取組

町。岩手県内でも一番の豪雪地帯とし て知られています。 岩手と秋田の県境に位置する西和賀

で美味しい食材が育ちます。 雪は西和賀の大きな財産です。たくさ んの雪が豊富な水を生み、そのおかげ 西和賀名産の西わらびも、 冬の活動を妨げる雪・・・でもこの 雪の重み

牛乳を蓄えてくれます。 県西和賀町から全国へ、自然が生み出 春の草を食む牛たちは栄養たっぷりの す美味しい食を発信していきます。 に耐え、たくましく春に芽吹くのです。 雪を力に変えるユキノチカラ、

### 雪 |を力に変える挑戦

賀町の挑戦はまだまだ続きます。 害する雪に対して、 広がっています。 大きくなっていくように、取組の輪が 小さな雪玉がころころと転がることで 商品開発から始まった取組でしたが、 えるきっかけにもつながっています。 として活用を考えることで、見方を変 メージを持っていましたが、 ユキノチカラプロジェクトも最初は これまでは社会活動や経済活動を阻 雪を力に変える西和 町民もマイナスイ 地域資源

西和賀町長 細井 洋行 村

報

週

围

政

報

## 水」を提唱ー国土交通省 気候変動下の水災害対策で「流域治

けた「流域治水プロジェクト」を策定する。 降雨量の増加などを考慮したもの」に見直 働して洪水に備える「流域治水」への転換 生することを前提に流域の関係者全員が協 9日、気候変動を踏まえた水災害対策のあ 負担が軽減できるとしている。 きは、氾濫形態を「流下型」「貯留型」「拡 濫推定図作成の手引き」を公表した。 での浸水被害防止のため「小規模河川の氾 の作成が義務付けられていない小規模河川 に全国の一級河川で流域治水の具体化に向 で進めるべきだとした。同省は、今年度中 復興-のための対策をハード・ソフト一体 住まい方の工夫③被害の軽減と早期復旧 機能の拡大②リスクの低いエリアへ誘導 ぐため田んぼに氾濫水を流すなど雨水貯留 含めて1つの流域として捉え、①氾濫を防 し、集水域と河川区域のみならず氾濫域も を提唱した。治水計画を「気候変動による いることから、施設能力を超える洪水が発 り方を答申した。激甚な水災害が相次いで 散型」の3種類に分類することで、計算の 国土交通省の社会資本整備審議会は7月 また、同省は6月29日、浸水想定区域図 手引

## 縮と発表-農林水産省 ◎AIで農地区画情報の更新期間を短

地の区画情報(筆ポリゴン)を作成してい 290万区画について衛星画像をもとに農 たと発表した。同省は、全国の耕地約 による農地の形状変化の特定手法を開発し 農林水産省は7月10日、AI(人口知能)

> るとしている。 るが、今回の開発でこれまで目視確認で5 年かかっていた更新を毎年更新が可能にな

機会が減少していることに対応した。なお 収入が前年同期に比べ50%超の減少となっ の支援策「GoToイート」を始めるが、 農水省は感染拡大で打撃を受けた飲食業界 ルス関連で、各自治体が農業者に周知する ポイントを紹介している。新型コロナウイ 農林水産被害が多発していることから、「農 どの風水害に備えるべきポイント」をホー たとしている。 「農泊」の今年1月~5月10日までの宿泊代 産関連施設」などの分野ごとに留意すべき 業用ハウス」「水稲・麦・豆」「野菜・花き」 ムページで公開した。近年、風水害に伴う 「ため池」「林道・森林施業現場」「漁船・水 また、農水省はこのほど「豪雨・台風

## ◎自治体の情報システム統合を実現へ —政府IT総合戦略本部

バラで連携がなかったことにある」と指摘 ジタル化が進んでいない実態を痛感した。 ル化の加速など来年の通常国会にIT基本 マイナンバーカードの活用や教育のデジタ その原因は国・地方の情報システムがバラ 晋三首相は「今回のコロナ対策で行政のデ ジタル国家創造宣言・官民データ活用推進 法改正案を提出するよう指示した。 基本方針の全面改定を決めた。会議で安倍 政府のIT総合戦略本部は7月15日、デ 、国・自治体の情報システム基盤の統合

サポートネットワーク事業を開始したと発 一方、総務省は7月6日、テレワーク・

> 環境やセキュリティ、労務などテレワーク で対応する窓口も開設した。 日からセキュリティの専門的な相談に無料 導入に伴う相談に対応する。また、 相談会・セミナーを開催するほか、ICT することにした。テレワーク導入に向けた ス感染症対策として改めて全国各地域の中 どに取り組んでいるが、新型コロナウイル 位置付け、テレワークマネージャの派遣や 向け7月24日を「テレワーク・デイズ」と 表した。同省は、テレワークの普及促進に 小企業や自治体でのテレワーク導入を支援 テレワーク先駆者百選・総務大臣賞表彰な 7 月 14

## 2020を閣議決定 - 政府 ◎まち・ひと・しごと創生基本方針

型コロナウイルス感染症の克服と経済活性 係機関のリモートワークで仕事の地方移転 組む。併せて、サテライトオフィスや政府関 用創出・拡充を改革パッケージとして取り のため魅力的な地方大学の実現と地域の雇 境整備②新たな暮らしのスタイル確立③新 消への取組強化を柱に据えた。自律的な地 化の両立に向けデジタル・トランスフォー 生基本方針2020」を閣議決定した。新 と社員等の地方移住を推進するなどとした。 ーを提唱。また、若者の地方への定着推進 たな付加価値を生み出す消費・投資の促進 域経済構築のため、①コロナに強い社会環 メーションの推進と東京圏への一極集中解 政府は7月17日、「まち・ひと・しごと創 方、国土交通省は7月10日、 ライフス

> ら企業の東京一極集中の見直しを検討する。 化の可能性が出てきたとし、新たな視点か 大で企業行動が変わり東京一極集中にも変 の東京一極集中に関する懇談会が7月10日 に第2回会合を開催。今回のコロナ感染拡

## ◎「多核連携型」国づくりなど「骨太 方針2020」を閣議決定-政府

年頃も視野に持続可能な地方自治体実現に 性化などを盛り込んだ。併せて、2040 シティ構想」の早期実現、2地域居住や兼 多核連携型の国づくり」を掲げ、「スーパー 慣行を見直す。また、「東京一極集中型から の推進、デジタル・トランスフォーメーショ 中改革期間」として次世代型行政サービス 対応など「新たな日常」実現に向けた方策 デジタル化の遅れ、一極集中のリスクへの コロナウイルス拡大で露顕した行政分野の 多様な広域連携を推進」も明記した。 業など地域の躍動に繋がる産業・社会の活 業・副業、地方大学活性化による地方への ンの推進、書面・押印・対面主義など制度・ を示した。具体的には、今後1年間を「集 基本方針2020」を閣議決定した。新型 向け「全ての行政分野で、地方自治体間の 人の流れ創出、 政府は7月17日、「経済財政運営と改革の 観光・農林水産業・中小企

抜本的経営対策など合計31件を申し入れた。 要望できる②社会保障等の自然増は予算編 9月30日とし、①コロナ感染症対応は別途 予算概算要求の方針を決めた。要求期限を 能な地域医療提供体制の確保、 留意すべき事項として、地方創生交付金制 総務省は同日、各府省に21年度概算要求で 成過程で検討するーとした。これを受けて 方、財務省は7月21日、2021年度 、外国人材の受入環境整備、持続可 林業公社の

(ジャーナリスト 井田

内に報告をまとめる。また、同省の企業等 全国規模の関係人口実態調査を行い、

、年度

経済力を維持するため、関係人口を巻き込 を発足させた。人口減少下での地域社会 タイルの多様化と関係人口に関する懇談会

んだ地域づくりのあり方を探る。このため

vol.5

### 町村を元気にする」リビタ海外協力隊 JICA海外協力隊は途上国の課題を解決し、地域の人々を元気にしてきました 世界を元気にしてきた協力隊経験者は日本の町村も元気にします

# 町村会の取組 した

客の増加を想定し、 CAとの連携を行っています。 を持つ人材育成を進めようと、 世界文化遺産登録前から外国人観光 地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 自治体職員研修では、これまで青 長崎県町村会では、「長崎と天草 豊かな国際感覚

町長) と J I C A 幹部 に よる 「 J I ている町村会は他にないとのことで えてのもの。こうした自治体職員の など、将来の多文化共生時代を見据 減少による外国人労働者の受け入れ 員が世界に目を向ける研修は、 の国際協力の実態を知り、自治体職 ついての意見交換も行っています。 CAと自治体との連携の可能性」に 業等について学び、 の必要性、JICAボランティア事 え、開発途上国とODA、国際協力 年海外協力隊事務局長等を講師に迎 人材育成にJICAとの連携を謳っ 世界から信頼を得続けている日本 県内全町長 人口 8

当者が青年海外協力隊の経験者だっ ると日本の良さが分かるといいます たことから実現しました。 人の本質を再発見することにもつな 人の優しい心や思いやりなど、 前事務局長の末吉成仁氏は、 国際感覚を持つ職員を育てるこ 最近失われつつある日本 海外を知 日本 一担



長崎県町村会 末吉前事務局長

料集で見ていた国境なき医師団や青

のが、高校の授業中に、

社会科の資

用は狭き門。そんなとき思い出した

がります」と話します。 今回はそんな事例を紹介します。 戻ってその経験を地域に還元する。 取り組む事例が増えています。 隊経験者を採用し、 人材が海外で経験を積み、 近年、自治体がJICA海外協力 地域の活性化に 故郷に 地元

# 憧れの国際協力の世界に挑戦

ロッコで活動しました。 く金子由佳さんは、 長崎県波佐見町で保健師として働 青年海外協力隊としてモ 2011年から

受けていましたが、当時の保健師採 業後、長崎医療センターで助産師と 師として働くことを希望し、 して働いていました。いずれは保健 佐世保市出身の金子さんは大学卒 試験を



金子由佳さんのモロッコでの活動の様子

やらなければ』と強く思いました」 が元気なうちにやりたいことは全部 の患者さんが亡くなり、 でした。「当時担当していた同じ歳 決まり、 年海外協力隊など、国際協力の世界 になりました。 外協力隊に応募。モロッコに派遣が 師長さんに背中を押され、 モロッコでは、 視野が広がったモロッコでの活動 助産師として活動すること 国王が日本の母親 **『**今、 青年海 自分

自国にも取り入れ

町

報

に活動しました。
級の普及と妊産婦健診の指導を中心や村の診療所を回りながら、母親学るフェズ県の保健省に配属され、町た。金子さんは100万人都市であ

とに戸惑いを感じながらも、 考え方の違う同僚たちと活動するこ シナリオなしでも堂々たる話しぶ 間の8時半に来ることはなく、 業状態で、 は当たり前。 た」と新鮮に感じたそうです。 しか知らない自分は視野が狭かっ 同僚の看護師たちは、 しかし、 同じ医療現場でも文化が違い、 おしゃべりに興じていま 午後はほとんど開店休 母親学級での講義は、 診療開始時 一日本 遅刻

た」と金子さん。 地域によって貧富の差があり、イ 地域によって貧富の差があり、 さま 物 の 生活をする 富裕層など、 さま お い が は に まって くる お母さん たちを 見て、 臨 で ま な 好 産婦と 触れ合った 結果 、 集 寄 り の 生活を する 富裕層など、 さま 本 が 域によって貧富の 差があり、 イ 地域によって貧富の 差があり、 イ

「私たち医療職は 『ごうしなけれてとは大きな財産です」 と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとばならない』と押し付けてしまうとがありますが、モロッコでたく

# 高齢者の介護予防をサポート「その人がその人らしく」

当しています。場国した金子さんは長崎医療センターに復職。その後転職し、現在はターに復職。その後転職し、現在はターに復職。その後転職し、現在はターに復職。その後転職し、現在は

といいます。問を楽しみにしている高齢者も多いるのも業務のひとつ。金子さんの訪担当する要支援者のお宅を訪問す



波佐見町地域包括支援センターで働く金子さん(前列右)

「少し病気があったとしても、そ「少し病気があったとしても、子の人がその人らしく生きていけるいし、『あなたのことをきちんとりのバッす。だからこそ、一人ひとりのバッす。だからこそ、一人ひとりのバッけるように、サポートしたいと思っています」と思いながあったとしても、そ「少し病気があったとしても、そ

地域包括支援センターの業務は多のにも活きています。

# できることがある

える「支え合いの町づくり」を進め ならないもどかしさもあります。 れをシステムとして形作らなければ のが当たり前でした。日本では、 ています。 て生活できそうな人を地域住民で支 から何とかしてくれないかな。 町のいいところだと思います」。 からの住民相談も多いのは、 町の課題の一つが、 波佐見町では、 『近くのおばあちゃんが一人だ 「モロッコでは支え合う もう少しで自立し 車の免許を返 て X

納した男性が家に閉じこもってしま

話す金子さん。

話す金子さん。

話す金子さん。

話す金子さん。

話す金子さん。

話す金子さん。

話す金子さん。

ず地域づくりにも貢献しています。隊経験者たちは、専門分野のみならでは。多文化共生社会の実現にも、では。多文化共生社会の実現にも、では。多文化共生社会の実現にも、の連携や新しいことにチャレンジしの連携や新しいことにチャレンジしの連携が新しいことにチャレンジしの連携が新しいことにチャレンジしの連携が新しいことにチャレンジしの連携が新しいことにチャレンジしの連携が新しいことに手がある。



作業ありの忙しい部署で すが、とても熱心に取り組んでいます。 海外での経験を通じて、精神的な強さと柔軟な考え方を培った金子さん は、液佐見町の新しい取り組み「支え合いの町づくり」にも存分に力を 発揮してくれるでしょう。大いに期待しています。 町

報

随 おさむ とうかい 修 山 田 茨城県東海村長

見せつけています。目には見えず にも感染しているかのように、社会 症状が出ない人もいるということで 封じ込めることの難しさを私たちに ており、その連鎖を断ち切ることや 粛要請……私たちの社会が新型コロ 人々を「不安」に駆り立て、その心 ナウイルスに翻弄されています。 ウイルスは人を介して感染を拡げ 未知の感染症、パンデミック、 

こともない行動様式を求められてい るわけですから戸惑いは隠せませ 低一m)空ける」「会話をする際は 変わっていくのか、ということです。 コミュニケーションの取り方がどう かと危惧しています。 会の危機」となってくるのではない は、コロナ禍がもたらした新たな「社 方を抑制させるような生活スタイル い《や》支えあい《といった関わり いると言われている中で、~ふれあ 人とのつながりが希薄になってきて 示されていますが、これまで考えた 可能な限り真正面を避ける」などと に定着していくのか、それによって するものではないのかもしれません。 人との間隔はできるだけ2m ただし、私が最も懸念しているの 時代が変わり、ただでさえ人と 「新しい生活様式」がどのよう 会最

ミュニティが形成されており、その が、6つの小学校区ごとに地域コ 「住民力」は非常に高いものがあり 東海村は、人口約3万8千人です

この厄介なウイルスに対しては、 に混乱と分断を生じさせています。 チンや特効薬の開発が着実に進めら 大への警戒は必要ですが、そう悲観 ることでしょう。引き続き、感染拡 れており、やがて実用化も見えてく ワク ていかなければならないと考えてお ます。 ないわけですから。 動しましょう〟と言わなければなら に、、密を避けて非接触を基本に行 で話し合っていこうとしていた矢先 のか心配です。 の村民の気持ちがどう変化している りましたので、正直なところ、現在 たな共生型の地域社会」を再構築し 価値観の多様化により、今後は が、少子高齢化による担い手不足や 村の素晴らしい文化でもありました に発揮されてきました。これは おいても、ボランティア精神が存分 高齢者支援や青少年健全育成などに 地域自治の推進はもとより、

地域の方々と膝詰め

ません。 うな姿勢を続けていたら何も変わり 前には進んでいきません。コロナを でやれる方法を考えていかなければ やらない、いろいろな制限がある中 あるはずなのに自ら制限をかけてし 自らの行動にブレーキを掛け過ぎて ことは、不安にかられ過度に委縮し まう、やらなければならないことを 言い訳にして問題を先送りにするよ しまうことです。 ここで気を付けなければならない 本来出来ることが

れますが、ビジネスの世界では、 よく、ピンチをチャンスにと言わ 市

> いと思います。 いく姿を示していかなければならな た声に応えながら、チャレンジして をしようとしているのか」、そうし か、思考や行動がより慎重になって を従来型の視点で考え過ぎるせい す。一方、役場では、行政サービス サービスが次々と生み出されていま 場性がありニーズを的確に捉えた いるのではないかと感じています。 「役場はどう考えているのか」、「何

かなければならないのです。 共生するのではなく、ウイルスを正 ていけるのではないかと密かに期待 今、この時期だからこそ、 だものの、なかなか次の一歩が踏み 合える地域共生社会」を目指してい しています。私たちは、ウイルスと 出せない状況でした。しかしながら、 したが、問題意識の共有までは進ん の再生」が必要だと言い続けてきま しく理解しながら、「人と人が支え 私は、これまで「地域コミュニティ 共に考え

ができる。 的ダメージは大きなものとなりまし よりずっと強い絆を手に入れること ただ受け入れるのではなく、村民と たが、これを未曽有の出来事として ともに乗り越えていくことで、 コロナショックがもたらした社会 私は、そう信じています。









### 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、 会議室・宴会場のほかに、 ふたつのレストランもございます。 お気軽にお立ち寄りください。







和食処「さいかち」

最高裁判所 ...

カジュアルレストラン「ペルラン」

ツイン

のご













和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

### ■ご予約・お問い合わせ

### 全国町村会館

### TEL.03(3581)0471

FAX.03 (3581) 0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 ホームページアドレス http://www.zck.or.jp/kaikan

### ●全国町村会館へのアクセス

TWIN

ROOM

- · 有楽町線·半蔵門線·南北線「永田町駅」 3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分



